

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について

〔 19生産第8422号 〕
〔 平成20年2月21日 〕
〔 農林水産省生産局長通知 〕

一部改正 平成24年6月29日
平成27年5月29日
平成29年11月6日

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）が平成20年2月21日に施行され、同日、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成20年農林水産省告示第254号。以下「基本指針」という。）が公表されたところである。

法においては、市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画（法第4条第1項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）を定めることができるとされたところである。

これを踏まえ、被害防止計画の円滑な作成及び実施に資するよう、平成20年2月21日付けで被害防止計画の作成に当たっての留意事項を定めていたところであるが、今般、法の一部改正（平成28年12月2日施行）のほか、当該一部改正や近年のジビエの利用の拡大を図る施策方針を踏まえた基本指針の改正（平成29年10月30日施行）を行ったこと等を踏まえ、別添のとおり、被害防止計画の作成に当たっての留意事項を改正したので、貴職管内の都道府県、市町村及び関係団体に対し周知願いたい。

なお、被害防止計画の様式については、別記様式第1号を参考にされたい。

(別添)

被害防止計画の作成に当たっての留意事項について

1 記入に当たっての留意事項

被害防止計画の作成に当たっては、次に掲げる内容について記入するものとする。

なお、別記様式第1号の3から8までに係る事項については、必ずしも全ての事項を記入する必要はなく、被害防止計画を作成する市町村（以下「当該市町村」という。）が取り組む事項のみを記入すればよいものとする。

(1) 対象鳥獣の種類及び被害防止計画の期間等

① 対象鳥獣

当該市町村の区域内において、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町村長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきとして判断した鳥獣種（以下「対象鳥獣」という。）を記入する。なお、対象鳥獣については複数の種類を記入できる。

② 計画期間

計画期間は3年程度とする。なお、この場合の年単位は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

③ 対象地域

対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

① 被害の現状

当該市町村において、被害を及ぼしている鳥獣の種類、被害を受けている品目の種類、それらの被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。以下同じ。）等を記入する。

② 被害の傾向

被害防止対策の実施に当たっては、地域全体で被害についての共通認識を形成することが重要であることから、当該市町村において、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増加傾向等の被害の現状について、必要に応じ地図等を活用しつつ、記入するよう努める。

③ 被害の軽減目標

①及び②を踏まえつつ、対象鳥獣ごとに、被害防止計画で定める計画期間の最終年度における被害金額、被害面積等の被害軽減目標を記入する。この場合、複数の指標に係る目標を設定しても差し支えない。

④ 従来講じてきた被害防止対策

当該市町村において、直近3ヶ年程度に講じてきた捕獲体制の整備、捕獲機材の導入等の捕獲に関する取組、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動の実施、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等

に関する知識の普及等の被害防止対策について記入した上で、今後、被害防止対策を図る上で取り組むべき課題について記入する。

⑤ 今後の取組方針

被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、③で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

その際、必要に応じて、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防除に関する専門家からの助言等を受け、取組の難易等について関係者全体で検討の上、地域として取り組む事項について、優先順位を明確にすることが望ましい。

(3) 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

① 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命の状況、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制等を記入する。また、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。さらに、捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員に、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

② その他捕獲体制に関する取組

捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成、確保等についての年度別取組内容について記入する。

③ 対象鳥獣の捕獲計画

近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況、農林水産業等に係る被害の発生時期、発生場所等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方、対象鳥獣の年度別捕獲計画数、わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等を記入する。また、鳥獣被害対策実施隊員に、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」としてライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合は、ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等を記入する。

④ 許可権限委譲事項

許可権限委譲事項（法第4条第3項に規定する許可権限委譲事項をいう。以下同じ。）を記載する場合にあっては、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。

(4) 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項

① 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣による農地等への侵入を防止するために設置する柵の種類、設置規模等についての年度別整備計画を記入する。

② その他被害防止に関する取組

侵入防止柵の適正な管理、緩衝帯の設置、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払

い等里地里山の整備、犬等を活用した追上げ・追払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について、年度別取組内容を記入する。

- (5) 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

緊急的に対応が必要となる場合等の市町村、都道府県、警察その他の関係機関の連絡体制、役割分担等について記入する。

- (6) 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法を記入する。

- (7) 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

- (8) 被害防止施策の実施体制に関する事項

- ① 協議会に関する事項

市町村、農林漁業団体、猟友会、都道府県の普及指導機関等の関係機関で構成する協議会を設置している場合にあつては、その名称、当該協議会を構成する関係機関等の名称及び被害防止対策として、各構成機関が果たすべき役割について記入する。

- ② 関係機関に関する事項

協議会の構成機関以外に、研究機関、NPO等の関係機関と連携して被害防止対策を実施する場合にあつては、関係機関の名称及びこれらの果たすべき役割を記入する。

- ③ 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認める場合は、鳥獣被害対策実施隊の設置に関して、設置に向けた基本的な方針等を記載する。また、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合にあつては、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、鳥獣被害対策実施隊の規模及び構成その他鳥獣被害対策実施隊の設置、運営等について必要な事項を記入する。

- ④ その他被害防止施策の実施体制に関する事項

その他被害防止施策の実施体制に関し必要な事項を記入する。

なお、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の規定に基づき、自衛隊による侵入防止柵の設置又は緩衝帯の整備に係る協力を求める内容について記入する場合は、事前に、農林水産省の補助事業等を活用した建設業者への委託等他の手段による対応の可能性について、地方農政局、関係地方自治体等に相談しつつ、検討を行うこととする。

- (9) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(1) から (8) までのほか、その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

について記入する。

2 その他の留意事項

(1) 被害防止計画の公表

被害防止計画を公表する場合は、市町村の公報、市町村の事務所の掲示板、広報誌への掲載等により、その内容について広く周知することに努める。

なお、被害防止計画に許可権限委譲事項を記載した場合にあっては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年農林水産省令第7号）に定めるところにより、市町村の公報への掲載その他所定の方法により、当該許可権限委譲事項又は当該許可権限委譲事項を含む当該被害防止計画の公告を行うものとする。

(2) 被害防止計画の実施状況の報告

市町村長は、対策実施年度の翌年度の6月末日までに、被害防止計画の実施状況について都道府県知事に報告するものとする。なお、その際の報告事項については、被害防止計画に記載する事項に準ずるものとする。